

くにさき魅力産品直送通信販売サイト利用規約

国東市観光協会 物産事業部

【総 則】

第1条 本規約は国東市内の生産者及び事業者がくにさき魅力産品直送通信販売サイト（以下、「くに直サイト」と言う。）で商品を販売する際に必要となる事項及び、くに直サイト利用に伴うに諸手続きについて、次のとおり定めるものとする。

【用語の定義】

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 国東市内に営業所の住所を有する法人又は個人事業主のことをいう。
- (2) 市内生産者 国東市内に居住し、かつ住民票を有する農林漁業者のことをいう。
- (3) くに直サイト管理者 くに直サイトを管理運営する国東市観光協会 物産事業部のことをいう。
- (4) くに直サイト利用者 くに直サイトで商品を販売する市内事業者及び市内生産者のことをいう。
- (5) くに直サイト消費者 くに直サイトで商品を購入した者又は商品を受領した者のことをいう。

【くに直サイト利用者の制限】

第3条 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する市内事業者及び市内生産者はくに直サイトの利用を制限する。

【くに直サイト利用登録手続き】

第4条 くに直サイトで商品の販売を希望する市内事業者及び市内生産者は、くにさき魅力産品直送通信販売サイト事業者登録届出書（様式第1号）にて、くに直サイトの利用登録手続きを行うものとする。

【くに直サイト販売商品】

第5条 くに直サイトで販売できる商品は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国東市をはじめ大分県内で生産、収穫された農林水産物やそれらを原材料とした加工食品。
- (2) 市内事業者、市内生産者が独自で製造販売する加工食品。
- (3) 市内事業者、市内生産者が独自で製造販売する工芸品又は日用品。

【商品の登録手続き】

第6条 くに直サイト利用者が、くに直サイトで商品を販売する場合は、くにさき魅力産品直送通信販売サイト商品登録書（様式第2号）にて、くに直サイトの商品登録手続きを行うものとする。

【商品販売代金の支払い】

第7条 くに直サイトの商品販売代金は、毎月末日締めとし、翌々月15日までにくに直サイト利用者が指定する銀行口座等にくに直サイト管理者が振り込む方法により支払う。

2 前項の商品代金口座振り込みの際にかかる振込手数料及び、くに直サイト商取引の際に発生する決済手数料は、原則くに直サイト利用者の負担とするが、予算の範囲内でくに直サイト管理者が負担することもできる。

【くに直サイト管理者及び利用者の責務】

第8条 くに直サイト消費者から購買商品に関する苦情や、返品・交換等の要望等があった場合は、状況の把握や調査等、速やかに対応するものとする。

2 前項の調査等の結果、商品に関する苦情等がくに直サイト利用者の責務に起因する場合、くに直サイト利用者は誠意をもって対応し、商品の再送等が必要な場合はくに直サイト利用者の費用負担により商品の再送を行うものとする。

【個人情報保護と二次利用の禁止】

第9条 くに直サイト管理者及び利用者共に、くに直サイトの商取引にて知り得たくに直サイト消費者の個人情報は、外部に漏えいすることのないよう厳重に管理し、購買商品を発送する際にのみ利用することとし、個人情報の二次利用は固く禁止するものとする。

【広告事業等実施に伴う費用負担】

第10条 くに直サイト管理者はくに直サイトの商品販売促進のため、各種広告事業やクーポン券の発行を実施する場合は、くに直サイト利用者に内容を照会し、費用負担を募ることができる。

【規約条項の改正】

第11条 くに直サイト管理者は社会状況の動向や変化に伴い、本規約の条項を改正することができる。

2 くに直サイト管理者は本規約の条項を改正する場合は、くに直サイト利用者に書面で通知しなければならない。

附 則 この規約は令和3年7月15日から施行する。